### 九州産廃株式会社における 廃棄物の不適正処理について

での経緯と今後について報告します。

【問い合わせ先】環境課廃棄物対策係 ☎0968(25)7217

を検討してきました。

## 一会社からの申し出

①菊池事業所での廃棄物処理業の全部 次の3点の申し出がありました。 検討の過程で、本年7月に会社から 廃止および廃止後の維持管理に専念

以上のことから、

地域の将来にとっ

# 一不適正処理の内容

すること

3点です。 ③安定型処分場への埋立可能品目以外 ②調整池への廃棄物の埋め込み ①埋立終了処分場への廃棄物の埋め込 発生した不適正処理の内容は、 次の

染などの周辺環境への影響は出ていま の廃棄物の埋め込み 緊急検査の結果、これによる水質汚

取消しも含め、違反行為に対する処分 聴取などを踏まえ、九州産廃株式会社 後の国や弁護士などの専門家への意見 や関係者からの聞き取りを行い、その ら5月にかけて菊池事業所の現地確認 より発覚し、市は県と合同で、2月か (以下「会社」)の廃棄物処理業の許可 この件は、本年2月に県への通報に

③違反行為に対する責任が、代表取締 ②菊池事業所の将来にわたる水処理を ものであり、新たな公費負担を生じ 役の辞職として明確に示されている させないものであること 含めた維持管理の履行を確実化する

②現代表取締役の代表取締役からの辞 ③現代表取締役が保有する株式の無議 職および取締役からの辞任

### 市と県の対応

を聴取・確認しました。 議会などの場で、会社の申し出の内容 て、環境保全協定に基づく環境保全協 市と県は、7月12日から29日にかけ

迫地区の住民の皆さまに説明し、多く の意見をいただきました。 に市議会へ、また同月7日と13日に水 また、これまでの経緯を、8月7日

①廃棄物処理業の許可取消しを行った いて市と県で再度協議した結果 場合に生じる会社の不利益に相当す る内容であること

社に申し出内容の確実な履行を求め、 講ずるよう命令しました。 残存廃棄物の適正処理に関する措置を てより良いものであると判断しました。 菊池事業所内の不適正処理物の撤去と 人れることを決定し、8月14日付で会 そこで市と県は会社の申し出を受け

それらを踏まえ、会社の申し出につ

ます。 を、住民代表も参加した監視委員会に 正に処理されることおよび水処理を含 周辺環境への影響を一層注視していき また、水質調査の回数を増やすなど、 よる現地確認や県と合同での随時の立 めた維持管理が適正に実施されること 履行され、菊池事業所内の廃棄物が適 入調査などにより厳しく監視します。 今後、市では会社の申し出が確実に

## ■今後について

込みです。 棄物は、処理の安全性を確保しつつ、 月までになります。場内に残存する廃 は来年3月まで、堆肥化処理は来年6 令和4年3月までに処理が完了する見 了することになり、埋立処分について 菊池事業所の廃棄物処理業は全て終